

広島県水道広域連合企業団管理規程第36号

広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の企業職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する短時間勤務会計年度職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務の区分)

第2条 短時間勤務会計年度任用職員の職務は、次の各号に掲げるものとし、当該職務に従事する者は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事務職 一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者
- (2) 専門事務職 専門的な事務又はこれに相当する業務に従事する者

(基本報酬の額の決定)

第3条 条例第18条に規定する基礎報酬額は、前条に掲げる職務の区分に応じ、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとし、その者に適用される基本報酬額表において、次条から第8条まで規定により決定された者の号給に応じた額とする。

- 2 基本報酬の額について、前項の規定により難い特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ企業長の承認を得て別に基本報酬の額を決定することができる。

(新たに短時間勤務会計年度任用職員となった者の号給の決定)

第4条 新たに短時間勤務会計年度任用職員となった者の号給は、その者に適用される基本報酬額表における最低の号給とする。

- 2 短時間勤務会計年度任用職員のうち、当該短時間勤務会計年度任用職員の職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最低限度の資格をこえて有する場合においては、次条及び第6条の定めるところにより前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

- 3 前項の規定の適用を受ける者の号給は、次の表左欄に掲げる職務の区分に応じて、同表右欄に掲げる新規任用時上限号給を超えない範囲内で決定するものとする。

職務の区分	新規任用時上限号給
-------	-----------

事務職	29号給
専門事務職	9号給

(学歴免許の資格による号給の調整)

第5条 短時間勤務会計年度任用職員に必要な最低限度の学歴免許等の資格は高校卒（別表第3に定める学歴免許等資格区分表の学歴区分欄の高校3卒に該当するものをいう。

（以下「基準学歴」という。）とし、基準学歴に対して別表第4に定める修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者（その加える年数が1年未満である短時間勤務会計年度任用職員を除く。）については、その者の受けるべき第4条第1項の規定による号給の号数にその加える年数（1年未満の端数は、切り捨てる。）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、その者の号給とすることができる。

2 前項の規定は、職務の区分が専門事務職である短時間勤務会計年度任用職員には適用しない。

(経験年数による号給の調整)

第6条 次の各号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員については、その者の受けるべき第4条第1項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。）の号給に次の各号に掲げる経験年数の月数を12箇月（その者の経験年数のうち7年を超える経験年数の月数にあつては、18箇月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号給とする号給（企業長が別に定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で企業長が別に定める数を加えることができる場合は当該数を加えて得た数を号給とする号給）をもって、その者の号給とすることができる。

(1) 職務の区分が事務職である短時間勤務会計年度任用職員 前条に定める基準学歴（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数（前条に定める基準学歴に対して修学年数調整表に減ずる年数が定められている学歴免許等の資格のみを有する短時間勤務会計年度任用職員においては、当該学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から当該減ずる年数を減じた経験年数とする。）

(2) 職務の区分が専門事務職である短時間勤務会計年度任用職員 11年を超える経験年数

2 前項の規定の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員の経験年数は、学歴免許等の資格を取得した以後における経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第5）の定めるところにより経験年数として換算することができる。ただし、それぞれの級別資格基準表において別段の定めがある場合にはその定めるところによる。

(再度任用時の号給決定の特例)

第7条 直前の短時間勤務会計年度任用職員としての任用期間の末日から引き続き同一の短時間勤務会計年度任用職員となった者（任命権者がこれに相当する者として認めるものを含む。）の号給は、前3条の規定にかかわらず、当該短時間勤務会計年度任用職員として任用された最初の会計年度においてその者が受けていた号給の号数に、実務経験年数（短時間勤務会計年度任用職員が同一の短時間勤務会計年度任用職員（任命権者がこれに相当するものとして認めるものを含む。）として在職した年数を経験年数換算表（別表第5）の定めるところにより換算した年数をいう。以下同じ。）の月数を12箇月（その者の経験年数のうち7年を超える経験年数の月数にあつては、18箇月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（企業長が別に定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で企業長が別に定める数を加えることができる場合は当該数を加えて得た数を号給とする号給）とすることができる。

2 前項の規定の適用を受ける者の号給は、次の表の左欄に掲げる職務の区分等に応じて、同表右欄に掲げる再度任用時上限号給を超えない範囲内で決定するものとする。

職務の区分等	再度任用時上限号給
事務職	57号給
専門事務職	53号給

3 前2項の規定は、職務の区分が専門事務職である短時間勤務会計年度任用職員のうち、実務経験年数を含む経験年数（学歴免許等の資格を取得した以後における経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数について、経験年数換算表（別表第5）の定めるところにより経験年数として換算された経験年数をいう。）が11年に満たない短時間勤務会計年度任用職員には適用しない。

(特殊な短時間勤務会計年度任用職員の号給決定の特例)

第8条 新たに短時間勤務会計年度任用職員となった者の号給の決定について、第4条から前条までの規定により難い特別の事情があると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ企業長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(基本報酬等の支給)

第9条 短時間勤務会計年度任用職員には、条例第7条に規定する地域手当の支給を受ける職員の例により、当該地域手当に相当する報酬を基本報酬の額に加えて支給することができるものとする。

2 短時間勤務会計年度任用職員には、条例第11条に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により、当該特殊勤務手当に相当する報酬を基本報酬の額に加えて支給することができるものとする。

3 第1項から前項までの報酬（前項の特殊勤務手当に相当する報酬のうち、勤務1月に

つき支給することと定められているもの以外のもの（以下「月額支給以外の特殊勤務手当相当報酬」という。）を除く。）は、日額、月額又は時間額のいずれかで支給するものとする。

4 月額支給以外の特殊勤務手当相当報酬は、第6項の規定により定める日額、月額又は時間額に加えてそれぞれ支給するものとする。

5 条例第18条第1項の基本報酬の額は、日額で支給する場合には、1日当たり、職務の区分ごとに、事務職にあつては基礎日額7,500円から上限日額12,000までの範囲内において、専門事務職にあつては基礎日額11,800円から上限日額15,900までの範囲内において支給するものとする。ただし、就業規則（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号。以下「就業規則」という。）第15条第3項に基づき定められた1日の勤務時間（以下「定められた勤務時間」という。）が7時間45分と異なる短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、1日当たり、次の各号に掲げる基礎日額から上限日額までの範囲内において支給するものとする。

(1) 基礎日額 その者に適用される基本報酬額表の最低の号給に定める額を155で除して得た額に、その者の1日当たりの勤務時間数を乗じて得た額

(2) その者に適用される基本報酬額表の最高の号給に定める額を155で除して得た額に、その者の1日当たりの勤務時間数を乗じて得た額

6 第3項の日額、月額及び時間額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 日額 第3条第1項の基本報酬の額に第1項の地域手当に相当する報酬の額を加えて得た額を155で除して得た額（以下「基礎報酬時間額」という。）に定められた勤務時間数を乗じて得た額（以下「基礎報酬日額」という。）及び第2項の特殊勤務手当に相当する報酬（勤務1月につき支給することと定められているものに限る。）の額を155で除して得た額（以下「特殊勤務手当相当報酬の加算時間額」という。）に定められた勤務時間数を乗じて得た額（以下「特殊勤務手当相当報酬の加算日額」という。）の合計額

(2) 月額 基礎報酬日額に年間の勤務日数（240日を超えない範囲内で任命権者が定める日数をいう。ただし、1の任用期間における勤務日（就業規則第15条第3項又は第16条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下「任用期間勤務日数」という。）が240日を超える短時間勤務会計年度任用職員にあつては、任用期間勤務日数を超えない範囲内で任命権者が定める日数をいう。以下「年間勤務日数」という。）を乗じて12で除して得た額（以下「基礎報酬月額」という。）及び特殊勤務手当相当報酬の加算日額に年間勤務日数を乗じて12で除して得た額（以下「特殊勤務手当相当報酬の加算月額」という。）の合計額

(3) 時間額 基礎報酬時間額及び特殊勤務手当相当報酬の加算時間額の合計額

7 基礎報酬時間額、基礎報酬日額、基礎報酬月額、特殊勤務手当相当報酬の加算時間額、

特殊勤務手当相当報酬の加算日額及び特殊勤務手当相当報酬の加算月額算定に際してその額に円位未満の端数を生じたときは、報酬種目ごとに国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定により処理するものとする。

（時間外勤務等に係る報酬）

第10条 定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には条例第13条に規定する時間外勤務手当の支給を受ける職員の例により当該時間外勤務手当に相当する報酬を、定められた勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する短時間勤務会計年度任用職員には条例第15条に規定する夜間勤務手当の支給を受ける職員の例により当該夜間勤務手当に相当する報酬をそれぞれ支給する。

2 前項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬又は夜間勤務手当に相当する報酬を支給する場合における勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 日額による支給の場合 当該日額を定められた勤務時間数で除して得た額
- (2) 月額による支給の場合 当該月額に任用期間（法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期をいう。以下同じ。）の月数を乗じて得た額を定められた勤務時間数に任用期間に係る勤務日数を乗じたもので除して得た額
- (3) 時間額による支給の場合 当該時間額

（期末手当）

第11条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する短時間勤務会計年度任用職員に対して、次の表に定める日（以下「期末手当支給日」という。）に支給する。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

基準日	支給日
3月1日	3月15日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

2 前項の規定にかかわらず、企業長は特別の事情により、前項の規定により難いと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に期末手当の支給日を定めることができるものとする。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる区分に従い、期末手当基準日以前3箇月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 3月1日に係る期末手当

ア 在職期間が3箇月の場合 100分の35

イ 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の28

- ウ 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の21
 - エ 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の10.5
- (2) 6月1日に係る期末手当
- ア 在職期間が3箇月の場合 100分の105
 - イ 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の84
 - ウ 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の63
 - エ 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の31.5
- (3) 12月1日に係る期末手当
- ア 在職期間が6箇月の場合 100分の105
 - イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 100分の84
 - ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 100分の63
 - エ 在職期間が3箇月未満の場合 100分の31.5
- 4 前項の場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 日額による支給の場合 基礎報酬日額に算定期間（期末手当基準日（3月1日、6月1日及び12月1日をいう。第14条第2項において同じ。）以前3箇月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間をいう。以下同じ。）におけるその者の勤務日数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額
 - (2) 月額による支給の場合 基礎報酬月額
 - (3) 時間額による支給の場合 基礎報酬時間額に算定期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額
- 5 任用期間が6月に満たない場合であっても、当該短時間勤務会計年度任用職員が同一会計年度内において同一の任命権者により任用され、その任用期間が通算して6月以上となった場合には、当該会計年度内において、条例20条第1項に規定する任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。
- 6 前項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する短時間勤務会計年度任用職員は、それぞれ当該各号に定める期間が6月以上となる場合において条例第20条第1項に規定する任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。
- (1) 直前の会計年度の末日において企業団の構成団体（以下「構成団体」という。）の職員であった者で、当該構成団体を退職した日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者 当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（6月未満のものに限る。）と直前の構成団体の職員として在職した期間の合計期間
 - (2) 直前の会計年度の末日まで短時間勤務会計年度任用職員として在職し、同日の翌日に任命権者を同じくして短時間勤務会計年度任用職員として任用された者 当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（6月未満のものに限る。）と直前の会計年度においてその者が短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間（直前の会計年度

の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の合計期間

- (3) 同一会計年度内に構成団体の職員としての在職期間を有する者(第1号に該当する者を除く。)当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期(6月未満のものに限る。)と同一会計年度内においてその者が構成団体の職員として在職した期間の合計期間

7 次の各号のいずれかに該当する者には、条例20条第1項の規定にかかわらず、当該各号の期末手当基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 期末手当基準日前1箇月以内又は期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

8 任命権者は、期末手当支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該期末手当支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第10項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、企業団の事業に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

9 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、別記様式第1号より一時差止処分書により当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 10 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した別記様式第2号による処分説明書を交付しなければならない。
- 11 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 12 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消し、その旨を、当該一時差止処分を受けた者に通知しなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当基準日から起算して1年を経過した場合
- 13 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 14 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、企業長に対して別記様式第3号による一時差止処分の実施に関する通知書により通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とし、別記様式第4号による一時差止処分の取消しに関する通知書により、一時差止処分書及び処分説明書の写しを添付して通知するものとする。

（費用弁償）

第12条 通勤のために費用を要する短時間勤務会計年度任用職員には、当該短時間勤務会計年度任用職員の任用期間を考慮して、条例第9条に規定する通勤手当の支給を受ける職員の例により、当該通勤手当に相当する額を費用弁償として支給する。

- 2 前項の費用弁償は、短時間勤務会計年度任用職員の任用期間において、月の初日から末日までの期間を単位として通勤用定期乗車券（当該短時間勤務会計年度任用職員の任用期間の範囲内で最長となる通用期間（6箇月を上限とする。）を有するものに限る。）を使用することが最も経済的かつ合理的な期間（以下「定期券期間」という。）であると任命権者が認める場合を除き、1日当たりの所要額に対して支給

する。

- 3 職務のために旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、費用弁償を支給する。
- 4 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。ただし、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定する旅行については、これらの費用弁償に代えて日額旅費を費用弁償として支給する。
- 5 第3項の規定により支給する費用弁償の額については、広島県水道広域連合企業団職員等の旅費に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第14号）の定めるところによる。
- 6 職務のために外国旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、国家公務員の外国旅費（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第6条第12項に規定する支度料を除く。）の例に準じて任命権者が定める額を費用弁償として支給する。
（報酬等の支給方法）

第13条 報酬及び費用弁償（前条第1項の費用弁償に限る。）の支給日は、勤務した日の属する月の翌月19日とする。ただし、その月の19日が広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第2条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。

- 2 前項に定める日と異なる日に短時間勤務会計年度任用職員の報酬の支給を行う必要があると任命権者が認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該短時間勤務会計年度任用職員が勤務した日の属する月の翌月の末日までの日のうち、任命権者においてあらかじめ定めた一定の日を当該短時間勤務会計年度任用職員の報酬の支給日とすることができるものとする。
- 3 短時間勤務会計年度任用職員の費用弁償（前条第1項に規定する費用弁償に限る。）は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号に定める日（以下「費用弁償支給日」という。）に支給する。ただし、費用弁償支給日までに通勤に係る事実が確認できない等のため、費用弁償支給日に支給することができないときは、費用弁償支給日以外の日に支給することができる。
 - (1) 1日当たりの所要額に対して支給する場合 前2項に規定する報酬の支給日
 - (2) 前条第2項に規定する場合 定期券期間に係る最初の月の翌月におけるその者の報酬の支給日

第14条 新たに短時間勤務会計年度任用職員となった者にはその日から報酬を支給し、短時間勤務会計年度任用職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。

- 2 地方公務員の育休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員には、その育児休業をしている期間に

については、この規程に定める給与は支給しない。ただし、それぞれの期末手当基準日に育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員のうち、期末手当基準日以前3箇月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、休職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、又は停職にされていた期間以外の期間を含む。）がある短時間勤務会計年度任用職員については、当該期末手当基準日に係る期末手当を支給するものとする。

3 定められた勤務時間に短時間勤務会計年度任用職員が勤務しないときは、就業規則第30条第2項に規定する年次有給休暇又は同規則第33条に規定する特別休暇による場合その他その勤務しないことについて企業長の承認があった場合（次の各号に掲げる場合に限る。）を除き、報酬を日額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない1時間につき第10条第2項第1号に規定する勤務時間1時間当たりの報酬額を減額した報酬を、報酬を月額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない1時間当たりの報酬額を減額した報酬を、報酬を時間額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない1時間につき同項第3号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬をそれぞれ支給する。

(1) 広島県水道広域連合企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第14号）第2条の規定によって職務に専念する義務を免除された場合（企業長が別に定める場合を除く。）

(2) その他法令の規定により勤務しないことについて任命権者の承認があった場合（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業について任命権者の承認があった場合を除く。）

（給与からの控除）

第15条 短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から次の各号に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

(1) 企業団公舎の使用料

(2) 前号に掲げるもののほか、給与から控除することが適当と企業長が認めるもの
（委任）

第16条 この規程の実施に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事務職基本報酬額表

号給	基本報酬の額
1	円 152,152
2	153,266

3	154, 482
4	155, 596
5	156, 711
6	157, 825
7	158, 939
8	160, 054
9	161, 168
10	162, 485
11	163, 802
12	165, 119
13	166, 334
14	167, 854
15	169, 373
16	170, 994
17	172, 108
18	173, 526
19	174, 945
20	176, 363
21	177, 680
22	180, 212
23	182, 745
24	185, 277
25	187, 708
26	189, 431
27	191, 051
28	192, 773
29	194, 293
30	196, 015
31	197, 838
32	199, 561
33	201, 181
34	203, 005
35	204, 828
36	206, 652
37	208, 171
38	209, 994
39	211, 818
40	213, 641
41	215, 262

42	217,085
43	218,909
44	220,732
45	222,150
46	223,974
47	225,696
48	227,519
49	229,140
50	230,862
51	232,483
52	234,003
53	235,319
54	236,940
55	238,561
56	240,081
57	241,094

備考

1 この表は、職務の区分が事務職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

専門事務職基本報酬額表

号給	基本報酬の額
	円
1	237,548
2	239,169
3	240,688
4	242,208
5	243,525
6	245,146
7	246,665
8	248,185
9	249,299
10	250,818
11	252,338
12	253,655
13	255,174
14	256,390
15	257,707
16	258,922
17	260,239

18	261,657
19	263,076
20	264,595
21	266,216
22	267,938
23	269,559
24	271,180
25	273,003
26	274,826
27	276,549
28	278,271
29	279,891
30	281,614
31	283,437
32	284,956
33	286,172
34	287,894
35	289,515
36	291,237
37	292,858
38	294,580
39	296,403
40	289,227
41	299,746
42	301,468
43	302,988
44	304,609
45	306,229
46	307,952
47	309,572
48	311,294
49	312,206
50	313,726
51	315,245
52	316,866
53	318,487

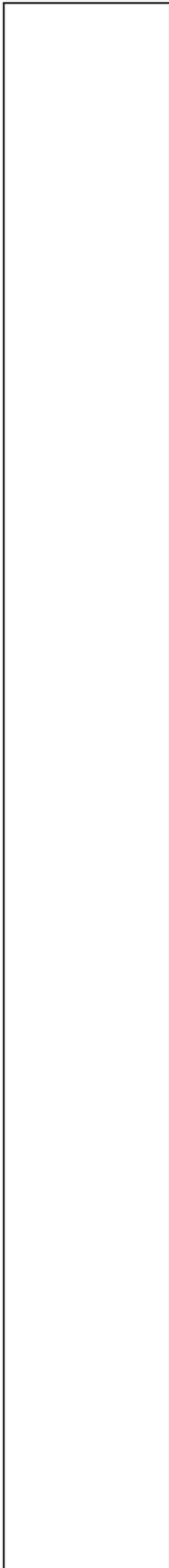
備考 この表は、職務の区分が専門事務職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

学歴免許等資格区分表

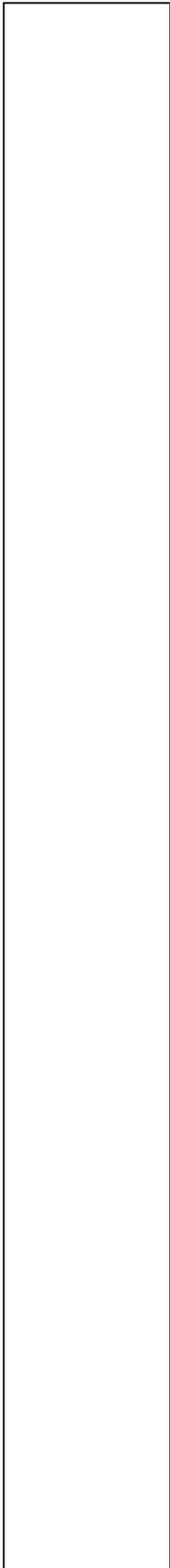
学歴免許等資格の区分		該当者
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	ア 学校教育法による大学院博士課程の修了者 イ 外国における大学院博士課程等（大学院における修業年限3年以上となる者に限る。）の修了者（通算修学年数が19年以上となり、かつ、博士の学位を取得した場合に限る。）
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了者 イ 外国における大学院修士課程等（大学院における修業年限1年以上となる者に限る。）の修了者（通算修学年数が17年以上となり、かつ、修士の学位を取得した場合に限る。）
	(3) 専門職学位課程修了	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了者 イ 司法試験法による司法試験予備試験の合格者
	(4) 大学六卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限六年のものに限る。）の卒業者 イ 防衛医科大学校医学教育部医学科の卒業者
	(5) 大学専攻科卒	ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業者 イ 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校及び旧水産大学校を含む。以下同じ。）専攻科（「大学4卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業者 ウ 旧図書館職員養成所（「大学4卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業者
	(6) 大学4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業者 イ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。）から学士の学位を取得した者 ウ 防衛大学校の卒業者 エ 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業者 オ 筑波大学理療科教員養成施設（旧東京教育大学附属の特殊教育教員養成施設及び理療科教員養成施設を含むものとし、短期大学又は特別支援学校の専攻科卒業後の2年制の課程に限る。）の卒業者 カ 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（「高校3卒」を入学資格とする4年制のものに限る。）の卒業者 キ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業者 ク 海上保安大学校本科の卒業者

		<p>ケ 国立看護大学校看護学部の卒業生</p> <p>コ 独立行政法人航空大学校（旧航空大学校を含むものとし、昭和62年8月以降の「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業生</p> <p>サ 外国における大学等（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）の卒業生</p> <p>シ 旧琉球教育法による大学の4年課程の卒業生</p> <p>ス 旧司法試験（平成14年法律第138号附則第7条第1項の規定による司法試験及び同法による改正前の司法試験法による司法試験をいう。以下同じ。）の第2次試験の合格者</p> <p>セ 公認会計士法による公認会計士試験の合格者</p> <p>ソ 平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験の合格者</p> <p>タ 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業生</p> <p>チ 職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）又は職業能力開発総合大学校の特定応用課程（旧応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）を含む。）若しくは旧長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び長期指導員訓練課程を含む。）の卒業生</p> <p>ツ 農業改良助長法施行令第3条第1号に基づき農林水産大臣の指定する都道府県立農業者研修教育施設（以下「都道府県立農業者研修教育施設」という。）の研究課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業生</p> <p>テ 都道府県立農業講習施設（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業生</p> <p>ト 森林法施行令第9条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業生</p> <p>ナ 旧鯉淵学園専門課程（修業年限四年のものに限る。）の卒業生</p> <p>ニ 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第1種資格検定試験の合格者</p>
2 短大卒	(1)短大3卒	<p>ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業生又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了者</p> <p>イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業生</p> <p>ウ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業生</p> <p>エ 外国における大学、専門学校等（通算修学年数が</p>



- 15年以上となるものに限る。)の卒業者
- オ 診療放射線技師法による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業者
- カ 昭和58年法律第83号による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所(いずれも診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業者
- キ 臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所(平成17年法律第39号による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業者
- ク 臨床工学技士法による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業者
- ケ 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業者
- コ 視能訓練士法による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業者
- サ 言語聴覚士法による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年(高等専門学校にあつては、4年)以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業者
- シ 義肢装具士法による義肢装具士学校又は義肢装具士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業者
- ス 歯科衛生士法による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限3年以上のものに限る。)の卒業者
- セ 歯科技工士法第14条第2号に規定する歯科技工士養成所の昼間課程(「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業者

	<p>ソ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業者</p> <p>タ 柔道整復師法による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業者</p> <p>チ 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>ツ 都道府県立農業者研修教育施設の研究課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。）の卒業者</p> <p>テ 旧鯉淵学園本科（修業年限3年のものに限る。）の卒業者</p> <p>ト 旧海技大学校本科の卒業者</p> <p>ナ 旧国立養護教諭養成所設置法による国立養護教諭養成所の卒業者</p> <p>ニ 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時設置法による国立工業教員養成所の卒業者</p> <p>ヌ 旧図書館短期大学別科又は旧図書館職員養成所（いずれも「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業者</p>
(2)短大2卒	<p>ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業者又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了者</p> <p>イ 学校教育法による高等専門学校の卒業者</p> <p>ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>エ 航空保安大学校本科の卒業者</p> <p>オ 海上保安大学校本科の修業年限2年の課程の卒業者</p> <p>カ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。）の農業技術研修課程（農林水産省（省名変更前の農林省を含む。）の旧野菜・茶業試験場、旧果樹試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>キ 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技課程専修科若しくは航海専科又は海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、</p>



- 「高校三卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業者
- ク 外国における大学、専門学校等の卒業生（通算修学年数が14年以上となるものに限る。）
 - ケ 旧琉球教育法による大学の2年課程の修了者
 - コ 旧司法試験の第1次試験の合格者
 - サ 平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第1次試験の合格者
 - シ 栄養士法第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業生
 - ス 昭和60年法律第73号による改正前の栄養士法による栄養士試験の合格者
 - セ 平成16年文部科学省厚生労働省令第5号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業生
 - ソ 歯科技工士法による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の課程（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業生（2の部の(1)の項(セ)に規定するものを除く。）
 - タ あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業生
 - チ 昭和63年法律第71号による改正前のあん摩マッサージ指圧師法（以下「改正前のあん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のもの又は「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業生
 - ツ 昭和63年法律第72号による改正前の柔道整復師法（以下「改正前の柔道整復師法」という。）による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業生
 - テ 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程（同法第21条第4号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業生
 - ト 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専門課程又は職業能力開発総合大学校の特定専門課程（旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程並びに職業能力開発総合大学校の旧専門課程を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業生
 - ナ 児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校その他の施設（平成14年政令第256号による改正前の児童福祉法施行令第13条第1項第1号

	<p>に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>ニ 都道府県立農業者研修教育施設の養成課程（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>ヌ 都道府県農業講習所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>ネ 森林法施行令第9条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関（昭和59年度以降指定されたもので「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>ノ 旧都道府県蚕業講習所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>マ 旧農民研修教育施設（農林水産大臣と協議して昭和56年度以降設置された平成6年法律第87号による改正前の農業改良助長法第14条第1項第3号に掲げる事業等を行う施設で「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>ミ 旧都道府県林業講習所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>ム 旧航空大学校本科（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>メ 昭和58年法律第83号による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法による診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業者</p> <p>モ 海上保安学校灯台科（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業者</p> <p>ラ 旧航空保安職員研修所本科（「高校3卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。）の卒業者</p> <p>リ 昭和45年法律第83号による改正前の衛生検査技師法による衛生検査技師学校又は衛生検査技師養成所の卒業者</p> <p>ル 旧商船高等学校（席上課程及び実習課程を含む。）の卒業者</p> <p>レ 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第2種資格検定試験の合格者</p> <p>ロ 気象大学校大学部（昭和37年3月31日以前の気象庁研修所高等部を含むものとし、修業年限2年のものに限る。）の卒業者</p> <p>ワ 旧図書館職員養成所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p>
(3)短大1卒	<p>ア 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業者</p> <p>イ 外国における専門学校等の卒業者（通算修学年数が13年以上となるものに限る。）</p> <p>ウ 海上保安学校の灯台科又は水路科（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。）</p>

		る。)の卒業者
3 高校卒	(1)高校専攻科卒	<p>ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業生</p> <p>イ 改正前のあん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限4年のものに限る。）の卒業生</p> <p>ウ 改正前の柔道整復師法による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限4年のものに限る。）の卒業生</p> <p>エ 昭和58年文部省厚生省令第1号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の卒業生</p>
	(2)高校3卒	<p>ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業生</p> <p>イ 高等学校通信教育規程による通信教育により高等学校卒業と同等の単位を修得した者</p> <p>ウ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験の合格者（旧大学入学資格検定規程による大学入学資格検定の合格者を含む。）</p> <p>エ 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科（旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし、「中学卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業生</p> <p>オ 外国における高等学校等の卒業生（通算修学年数が12年以上となるものに限る。）</p> <p>カ 旧琉球教育法又は旧教育法による高等学校の卒業生</p> <p>キ あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業生</p>
	(3)高校2卒	<p>ア 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業生</p> <p>イ 改正前のあん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業生</p> <p>ウ 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第3種資格検定試験の合格者</p>
4 中学卒	中学卒	<p>ア 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業生又は中等教育学校の前期課程の修了者</p> <p>イ 外国における中学校の卒業生（通算修学年数が9年以上となるものに限る。）</p> <p>ウ 旧琉球教育法又は旧教育法による中学校又は盲学校若しくはろう学校の中学部の卒業生</p> <p>エ 旧海員学校（「中学卒」を入学資格とする修業年限1年又は2年のものに限る。）の卒業生</p>

備考

- この表の「特別支援学校」には改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を含む。
- この表の「保健師学校」、「保健師養成所」、「助産師学校」、「助産師養成所」、「看護師学校」、「看護師養成所」、「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健婦学校、保健婦養成所、助産婦学校、助産婦養成所、看護婦学校、看護婦養成所、准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第4（第5条関係）

修学年数調整表

学 歴 免 許 等 の 資 格 区 分				調 整 年 数			
基 準 学 歴 区 分	基 準 修 学 年 数	学 歴 区 分	修 学 年 数	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒
大学卒	16年	博士課程修了	21年	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+12年
		修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
		専門職学位課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
		大学6卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
		大学専攻科卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
		大学4卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短大卒	14年	短大3卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
		短大2卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
		短大1卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校卒	12年	高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
		高校3卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
		高校2卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中学卒	9年	中学卒	9年	- 7年	- 5年	- 3年	

備考

- 本表の学歴免許等の資格の区分欄に掲げる区分及び調整年数欄の学歴の区分は、学歴免許等資格区分表の区分による。
- 調整年数欄に掲げる年数は、同欄に掲げるそれぞれの基準学歴の区分に対応する学歴区分欄に掲げる学歴の調整年数を示し、「+」は加える年数を、「-」は減ずる年数を示す。
- 昭和50年度以前に入学した商船大学の卒業生又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業生については、その者に適用される本表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の正規の在学年数の和の年数から減じ、その年数が正となるときはその年数を加える年数として、その年数が負となるときはその年数を減じる年数として、その者に適用される本表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ加減した年数をもって、本表の修学年数及び調整年数とする。

4 次に掲げる学歴を有する職員については、その学歴の属する学歴区分の修学年数及び調整年数に1年を加えた年数をもって本表の次に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。

- (1) 学校教育法による大学の2年制の専攻科の卒業者
- (2) 学校教育法による3年制の短期大学（昼間課程2年制に相当する単位を3年間に取得する夜間課程を除く。）の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- (3) 学校教育法による2年制の短期大学の2年制の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- (4) 学校教育法による高等専門学校2年制の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- (5) 旧独立行政法人海員学校（旧海員学校を含む。以下同じ。）司ちゆう・事務科の卒業者
- (6) 旧海員学校の専修科（「高校3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。）、専科又は司ちゆう科の卒業者
- (7) 旧海技大学校本科の卒業者
- (8) 旧海員学校高等科の卒業者については、その者に適用される本表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ2年を加えた年数をもって、本表の修学年数及び調整年数とすることができる。
- (9) 学校教育法による大学の獣医学科（修業年限6年のものに限る。）を卒業後、獣医師国家試験に合格した職員については、本表の学歴区分欄の「大学6卒」の区分に対応する修学年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって同表のその資格についての修学年数及び調整年数とする。
- (10) 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修学年限4年のものに限る。）を修了した者については、本表の学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とする。

別表第5（第6条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員 地方公務員 旧公共企業体職員 政府関係機関職員 外国政府職員	としての 在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下
	その他のもの	8割以下	他の職員との均衡を著しく失する場合はこの限りでない。

民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	教育、医療、海事、研究等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下	
	技能労務等の職務で関係があると認められるもの	5割以下	部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は「8割以下」とすることができる。
	その他のもの	2割5分以下	部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は「5割以下」とすることができる。

備考

- 1 その他の期間の部技能労務等の職務で関係があると認められるものの項の適用を受ける期間のうち、技能労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同項換算率の欄中「5割以下」を「8割以下」に、同項備考の欄中「8割以下」を「10割以下」とする。
- 2 その他の期間の部その他のものの項の適用を受ける期間のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発校その他これに準ずる訓練機関における在学期間（正規の修業年限内の期間に限る。）に対するこの表の適用については、同項換算率の欄中職員としての職務に直接役立つと認められる期間については「2割5分以下」を「8割以下」と、その他の期間については「2割5分以下」を「5割以下」とし、同項備考の欄中職員としての職務に直接役立つと認められる期間については「5割以下」を「10割以下」と、その他の期間については「5割以下」を「8割以下」とする。

別記様式第1号（第11条関係）

期末手当支給一時差止処分書

年 月 日

様

（一時差止処分者） 印

広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第11条第8項の規定に基づき、期末手当の支給を一時差し止める。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対し審査請求をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に（2）に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に広島県水道広域連合企業団を被告（被告を代表する者は（3））として提起することができる（なお、この処分書を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）

備考（1）には審査請求をすべき行政庁を、（2）には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、（3）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載する。

別記様式第2号（第11条関係）

処 分 説 明 書

1 処分者	
職 名	氏 名 印
2 被処分者	
離職時の所属名	氏名（ふりがな）
離職時の職名	離職時の号給 職 号給
採用年月日 年 月 日	離職年月日 年 月 日
3 処分の内容	
処分発令日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠条項	処分の対象となる手当
刑事事件との関係 起訴日 年 月 日	逮捕日 年 月 日
処分の理由	

（思料される犯罪に係る罰条： ）	
<p>（一時差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当が支給される。</p> <p>1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</p> <p>3 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。）</p> <p>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合</p>	

別記様式第3号（第11条関係）

期末手当支給一時差止処分の実施に関する通知書

年 月 日

企 業 長 様

（一時差止処分者）

広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第11条第8項の規定に基づき、一時差止処分を行うので、第11条第14項の規定に基づき通知する。

被処分者に関する事項			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所			
採用年月日		離職年月日	年 月 日
離職時の 所 属 名			
離職時の 職 名		離職時の 号 給	職 号給
一時差止処分に関する事項			
被疑事実の 要 旨	(思料される犯罪に係る罰条：)		
被処分者の 供述の要旨	(事情聴取： 年 月 日)		
一時差止処分の発令予定年月日			
処分の対象となる手当			
参 考 事 項			

別記様式第4号（第11条関係）

期末手当支給一時差止処分の取消しに関する通知書

年 月 日

企 業 長 様

（一時差止処分者）

広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第11条第12項の規定に基づき、一時差止処分を取り消したので、第11条第14項の規定に基づき通知する。

被 処 分 者 の 氏 名	
一 時 差 止 処 分 の 発 令 年 月 日	年 月 日
一 時 差 止 処 分 を 取 り 消 し た 年 月 日	年 月 日
一 時 差 止 処 分 を 取 り 消 し た 理 由	
支 払 っ た 期 末 手 当 の 額	期末手当 （支払年月日： 年 月 日） 円
参 考 事 項	